

阿波連小学校教職員友の会会則

第1条 本会の名称は、阿波連小学校教職員友の会とする。

第2条 本会は、阿波連小学校を支援するとともに、会員の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会の会員は、阿波連小学校に勤務している・勤務した教職員とする。

第4条 本会の目的を達するため次のことを行う。

- 1 阿波連小学校の運動会に参加して子どもたちを激励し、その後の慰労会で、会員同志、PTAや地域の方との懇親を深める。
- 2 阿波連小学校の周年行事には積極的に協力し、式典・祝賀会に参加する。

第5条 本会の定例の集まりは年1回とし、阿波連小学校運動会の日とする。

第6条 本会の役員は次のとおりとする。

- 1 会長1名
 - 2 事務局1名
- 会長は、会を代表し阿波連小学校校長とする。
事務局は、教務主任とする。

第7条 本会の集まりの案内は、阿波連小学校のホームページを通して行う。

- ※ 平成27年度に限り、郵送で案内状を送付する。今後、会員は阿波連小学校のホームページで確認するか、直接学校へ問い合わせる
- ※ 事務局が、ホームページに案内文を掲載する。(ホームページ: <http://www.aharensho.net/>)

第8条 本会に会計は置かない。(会費は徴収しない。また、寄付金等も受け付けない)

- ※ 参加者は、各個人で乗船の予約や宿泊の手配等を行う。

<附則> 本会則は、平成27年10月1日より施行する。